

平成29年3月17日

熊本地方法務局

平成28年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

## 平成28年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

熊本地方方法務局及び熊本県人権擁護委員連合会が、平成28年1月から同年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 人権侵犯事件数の動向【別紙1】

##### (1) 手続開始件数【別紙1中の表1・図1】

平成28年中の救済手続開始件数は292件で、対前年比で76件(20.6%)減少した。

このうち、公務員・教職員等による人権侵犯事件数が82件で、対前年比で47件(36.4%)減少し、私人間等における人権侵犯事件数が210件で、対前年比で29件(12.1%)減少した。

##### (2) 処理件数【別紙1中の表1・図2】

平成28年中に処理した人権侵犯事件数は287件で、対前年比で76件(20.9%)減少した。このうち、公務員・教職員等による人権侵犯事件が78件で、対前年比で50件(39.0%)減少し、私人間等における人権侵犯事件が209件で、対前年比26件(11.0%)減少した。

処理区別にみると、措置の内容としては、「援助」（法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること）が277件（全処理件数の96.5%）で大多数を占めており、「侵犯事実不明確」（人権侵害の有無が確認できなかったこと）が5件、「要請」（被害の救済又は予防について、実効的な対応ができる者に対し、必要な措置を執るよう求めること）が2件、「説示」（相手方の反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること）が2件となっている。

そのほか、「中止」（調査を続行することが相当でないと認めるとき）が2件、「移送」（事件が管轄に属しなくなったとき）が1件、「切替」（特別事件に切り替えること）が1件となっている。

なお、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正等を求める「勧告」や刑事訴訟法の規定に基づく「告発」として処理した事案はなかった。

### (3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（人権侵犯事件の中でも、特に重大な人権侵犯事件）の件数は20件で、対前年比で11件（35.4%）減少した。

## 2 侵犯事件の類型別新規救済手続開始事件数の動向 [別紙1]

### (1) 事件種類別

公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件は、警察官によるものが1件で、前年と同数、教職員による体罰が6件で、対前年比で1件（14.2%）減少、教職員によるその他の侵犯行為が9件で、対前年比で5件（35.7%）減少、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件（注：いじめに対する学校側の安全配慮義務を問い、学校長等を相手方とするものであって、いじめを行ったとされる児童・生徒を相手方とするものではない。）が64件で、対前年比で37件（36.6%）減少した。

私人等に関する人権侵犯事件では、暴行・虐待事案（夫の妻に対する暴行、児童虐待等）が45件で、対前年比で6件（11.7%）減少、差別待遇事案（障害者に対する不当な差別待遇等）が11件で、対前年比で2件（15.3%）減少、プライバシー関係事案が13件で、対前年比で1件（7.1%）減少、うちインターネットによる事案が3件で、対前年比で3件（50.0%）減少、労働権関係事案（パワハラに関するもの等）が26件で、前年と同数、住居・生活の安全関係事案が63件で、対前年比で26件（29.2%）減少、強制・強要事案（離婚の強要、セクハラ、ストーカー等）が45件で、対前年比で2件（4.6%）増加した。

### (2) 特徴的な動向

平成28年中の人権相談件数は4,528件で、対前年比で255件（5.9%）増加した。熊本地震に関連して住居・生活の安全関係の相談件数が1,825件となり、対前年比で263件（16.8%）増加したことが主な要因である。

平成28年中の学校におけるいじめに関して当機関が新たに取り扱った人権侵犯事件は64件であり、過去最高の事件数であった昨年の101件から減少した。

労働権関係事件は、26件のうち11件（42.3%）がパワハラに関するものとなっており、職場内における弱者に対するいじめや嫌がらせ等の問題が深刻な状況にある。

暴行・虐待による人権侵犯事件については、45件のうち、「夫の妻に対するもの」が13件、「親の子に対するもの」が9件、「子の親に対するもの」が9件で、同事件全体の68.8%が、女性、子ども及び高齢者に対する人権侵犯事件となっている。

差別待遇による人権侵犯事件については、11件のうち「障害者に対するもの」が9件で、全事件全体の81.8%となっている。

強制・強要による人権侵犯事件については、45件のうち、「夫の妻に対するもの」が6件、「親の子に対するもの」が2件、「子の親に対するもの」が4件、女性を対象とした「セクシュアル・ハラスメント」及び「ストーカー」が3件で、同事件全体の33.3%が、女性、子ども及び高齢者に対する人権侵犯事件となっている。

### 3 法務省の人権擁護機関における取組

法務省の人権擁護機関では、相談体制を整備する観点から、「子どもの人権110番（平成18年4月設置）」、「女性の人権ホットライン（平成12年7月3日設置）」を専用相談電話として設置するとともに、各専用電話を活用した各相談の強化週間の実施、インターネットによる人権相談、全小中学校の児童・生徒を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」の配布、社会福祉施設、高齢者福祉施設等における特設人権相談所開設等の諸施策を実施して、子ども、女性及び高齢者等をめぐる人権問題の解決に努めるとともに、常設人権相談電話の全国統一化（ナビダイヤル化）を実施する（「みんなの人権110番」）など、実効的な人権救済のための様々な施策を講じている。

また、熊本地方法務局と熊本県人権擁護委員連合会では、熊本地震による被災者が抱える人権問題を解決に導くことを目的として、熊本地震発生後から避難所や仮設住宅等を訪問して被災者に声かけを行うとともに、人権相談窓口の案内を行う寄り添い型の人権相談活動を実施している。

### 4 取り扱った具体的事例

### 【事例1：暴力・虐待事案】

同居する両親，子及び兄弟に対して威圧的な言葉や暴言を発したり，食器を投げつけたり，顔面を拳で殴る，体を蹴る等の暴行・虐待を行い，また，児童扶養手当及び子ども手当を受給しているにもかかわらず生活費等に充当しないなど子の養育を怠り，これまでも同居する家族から行政機関に相談しているが対応が不十分であるとして同居する家族が法務局に相談した事案である。

法務局は，関係行政機関で構成するケース会議に出席し，解決に向けた各行政機関の役割分担と支援体制を確認・調整し，その結果，行政機関が連携して相談者家族を見守る体制が構築され，相談者家族の生活の安全が確保された。（措置：「援助」）

### 【事例2：学校における体罰及び暴言事案】

教師が被害生徒らの側頭部や額をペンや教科書でたたいたり，生徒に対し「バカじゃないの」や「ぶっ飛ばしてやるぞ」と発言し，また問題が分からない生徒に対しては「こんなことも分からないのか」と発言する場面を目撃した被害生徒らと同じ小学校の生徒から，「子どもの人権SOSミニレター」が送付され，法務局が調査を実施したところ，教師は，口頭での指導に従わなかった被害生徒らを指導する目的で，上記行為を行っていたことが認められた。

同教師の行為は，教育上の指導の限度を超え，児童に恐怖感や不安感を与え，また被害生徒の名誉感情を深く傷付けるものであり，人権擁護上看過できないと判断したことから，同教師に対し，本件体罰及び暴言の不当性を強く認識させるとともに，今後，二度と同様の行為を行わないよう説示を行い，併せて，同教師を指導できる立場にある校長に対し，教職員に対する更なる指導・監督の徹底を図るよう要請した。（措置：「説示」，「要請」）

### 【事例3：インターネットによるプライバシー侵害事案】

SNS上に自身の画像を無断で掲載された被害生徒が，掲載画像の削除について学校の情報教育担当の教諭に相談したものの，被害生徒になりすまして被害生徒の画像を無断で掲載した同級生が，アカウントのパスワード

ドを忘れるなどしたため、SNSの運営会社に対し画像の削除要請を行うことができないとして被害生徒が法務局に相談した事案である。

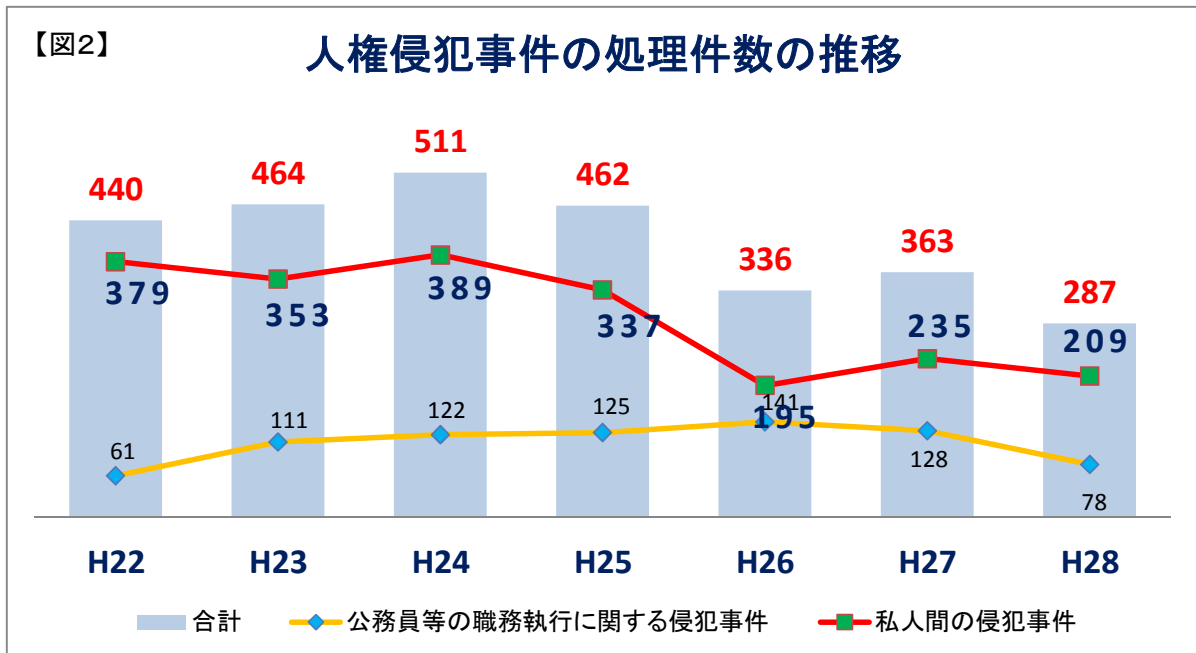
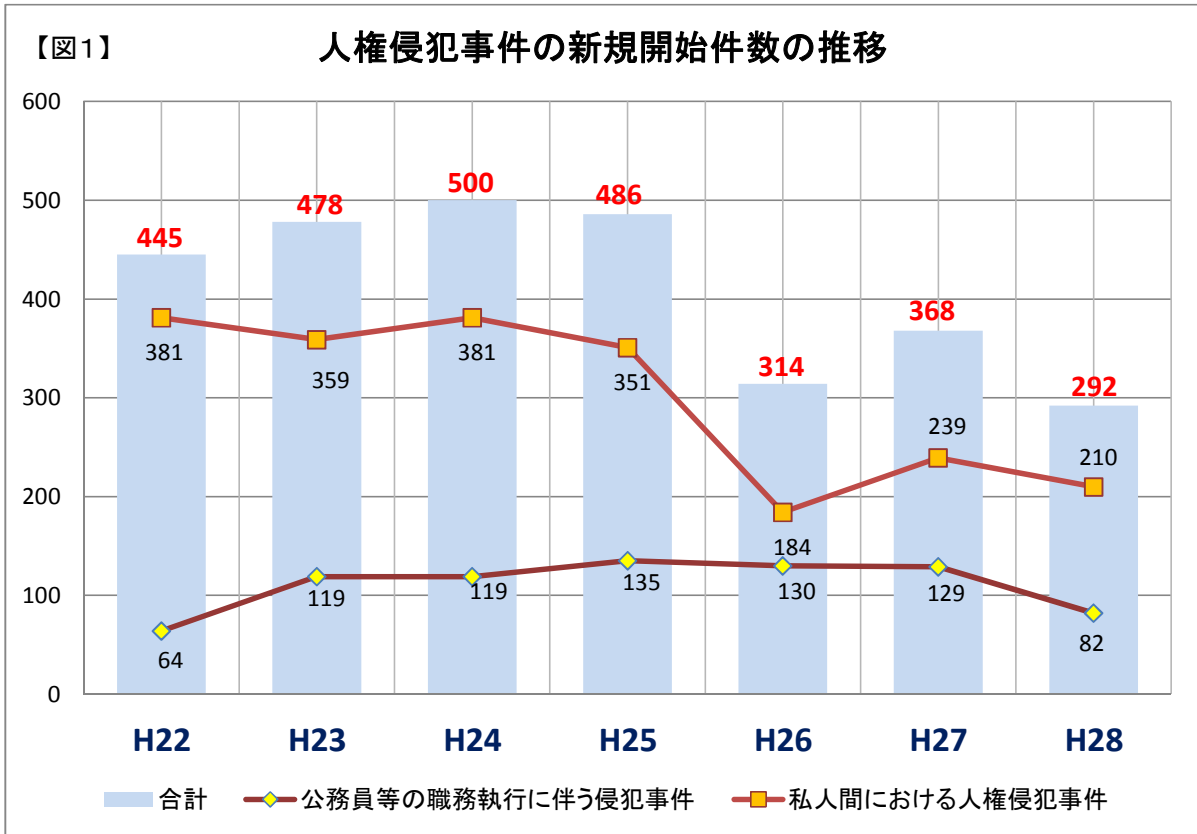
法務局は、削除要請に関して技術的な専門機関である違法・有害情報相談センターを紹介するとともに、情報教育担当の教諭に被害者が行う削除要請の支援を依頼した結果、被害者は違法・有害情報相談センターの助言及び教諭の支援を受けSNS上から無断で掲載された自身の画像を削除することができた。(措置：「援助」)

## 5 参考資料

- 別紙1：人権侵犯事件統計資料（平成28年1月～12月）【表1】
  - 人権侵犯事件の新規開始件数の推移【図1】
  - 人権侵犯事件の処理件数の推移【図2】
  - 類型別人権侵犯事件の推移【表2・図3】
  - 学校における人権侵犯事案の推移【表3・図4】
- 別紙2：「女性の人権ホットライン」統計資料
- 別紙3：「子どもの人権110番」統計資料
- 別紙4：「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向



人権侵犯事件の新規開始件数及び処理件数の推移



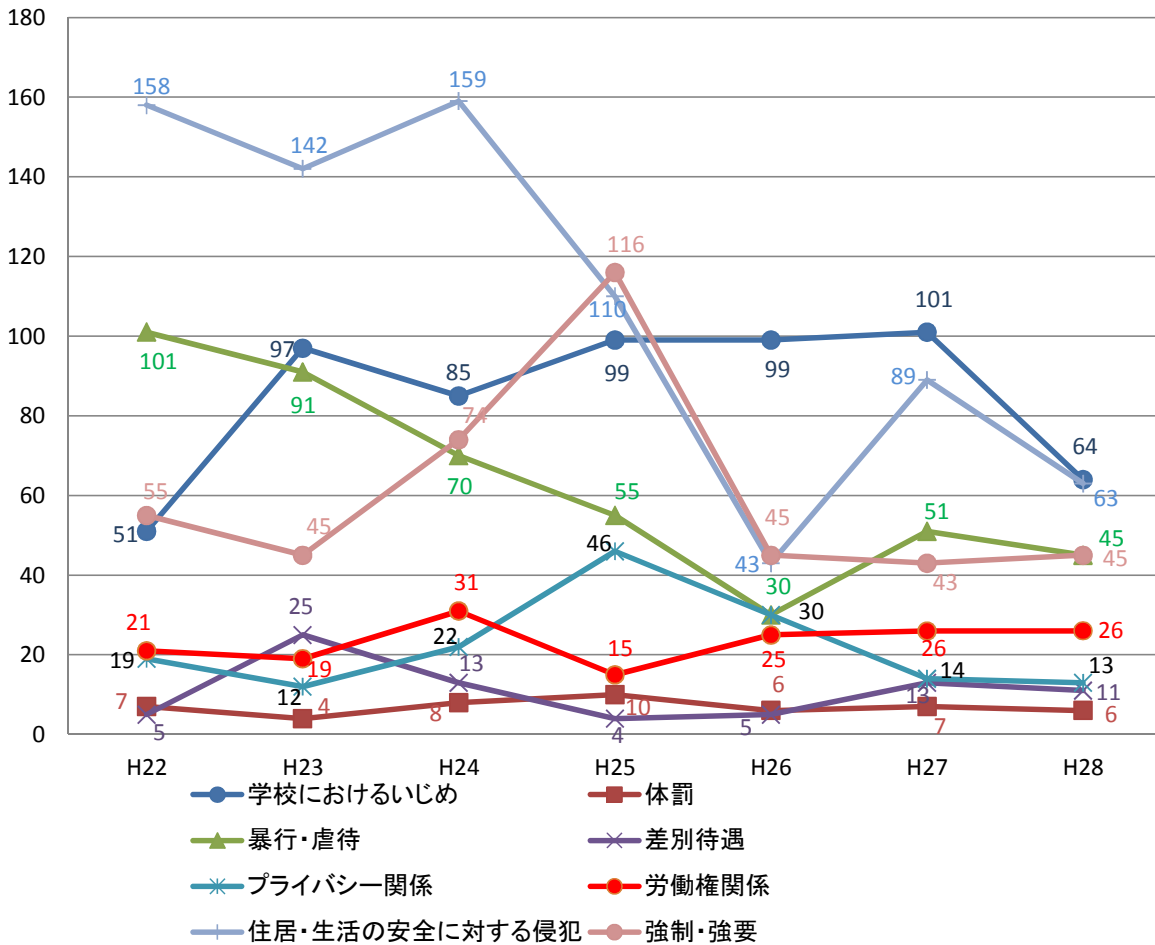


類型別人権侵犯事件の推移

【表2】	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
学校におけるいじめ	51	97	85	99	99	101	64
体罰	7	4	8	10	6	7	6
暴行・虐待	101	91	70	55	30	51	45
差別待遇	5	25	13	4	5	13	11
プライバシー関係 うちインターネットによるもの	19 (2)	12 (3)	22 (6)	46 (24)	30 (11)	14 (6)	13 (3)
労働権関係	21	19	31	15	25	26	26
住居・生活の安全に対する侵犯	158	142	159	110	43	89	63
強制・強要	55	45	74	116	45	43	45

【図3】

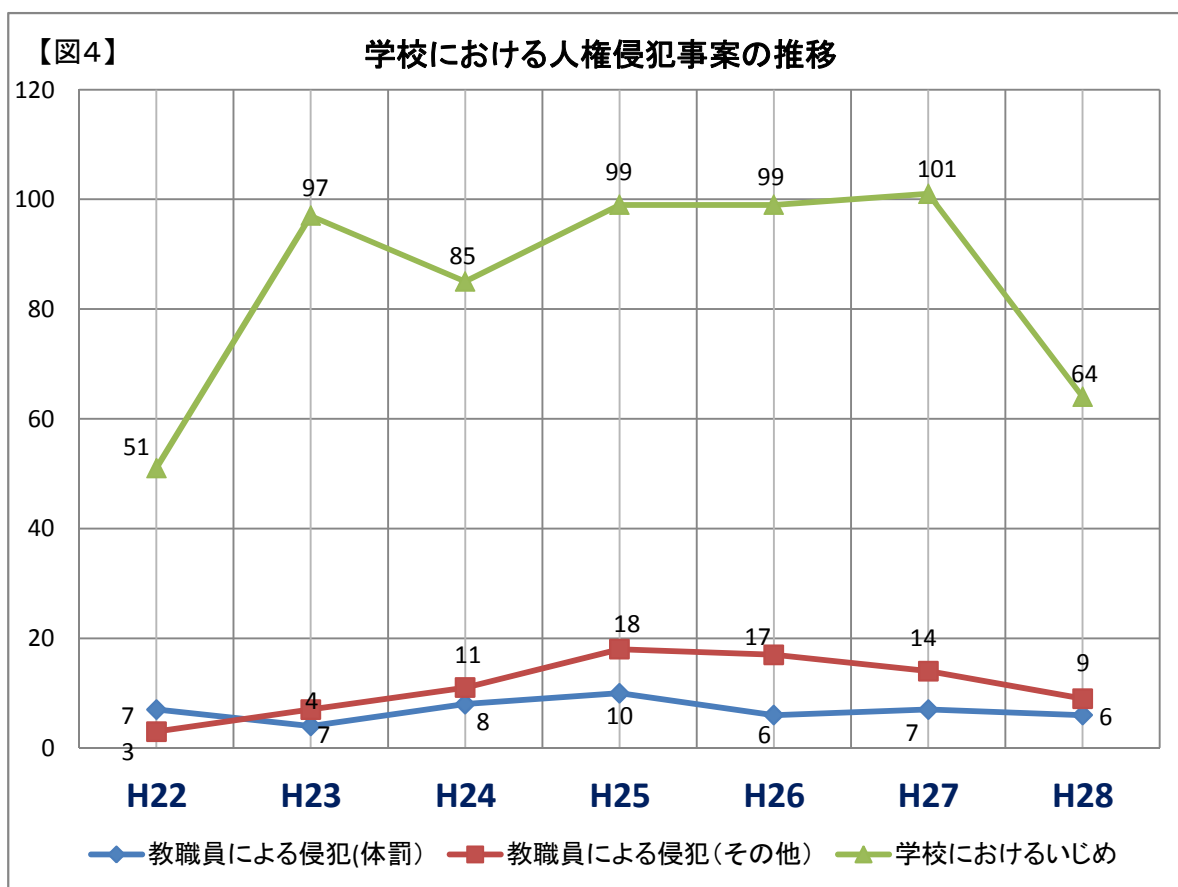
類型別人権侵犯事件の推移



## 学校における人権侵害事案の推移

【表3】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
教職員による侵害(体罰)	7	4	8	10	6	7	6
教職員による侵害(その他)	3	7	11	18	17	14	9
学校におけるいじめ	51	97	85	99	99	101	64



## 「女性の人権ホットライン」統計資料

### ○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

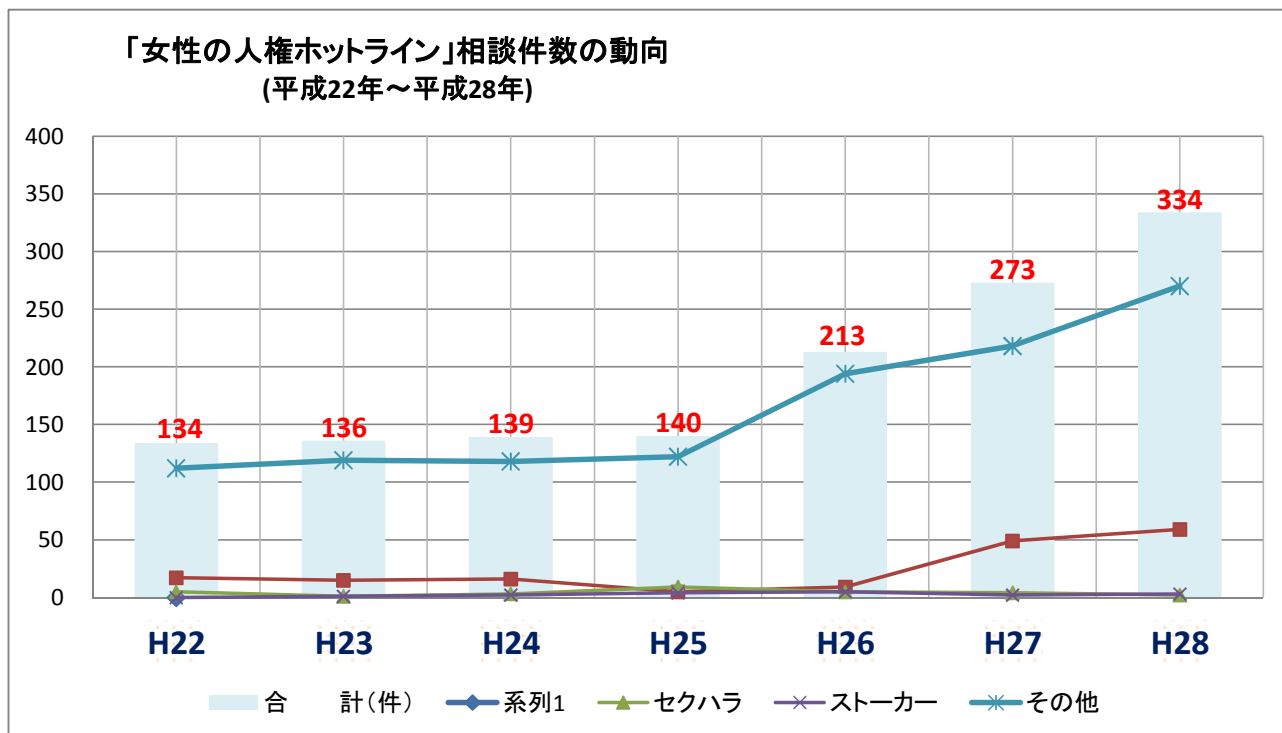
### ○ 月別利用件数・主な相談内訳

平成28年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
暴行虐待等	6	2	5	5	4	9	7	3	3	4	4		52
セクハラ	1				1								2
ストーカー										2	1		3
その他	19	19	25	28	16	33	22	27	28	16	26	18	277
合計(件)	26	21	30	33	21	42	29	30	31	22	31	18	334

### ○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴行虐待等	17	15	16	5	9	49	52
セクハラ	5	1	3	9	5	4	2
ストーカー	0	1	2	4	5	2	3
その他	112	119	118	122	194	218	277
合計(件)	134	136	139	140	213	273	334

「女性の人権ホットライン」相談件数の動向  
(平成22年～平成28年)



## 「子どもの人権110番」統計資料

## ○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身にも身近な人には話しにくいといった状況があることから、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その問題を解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等を始めとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

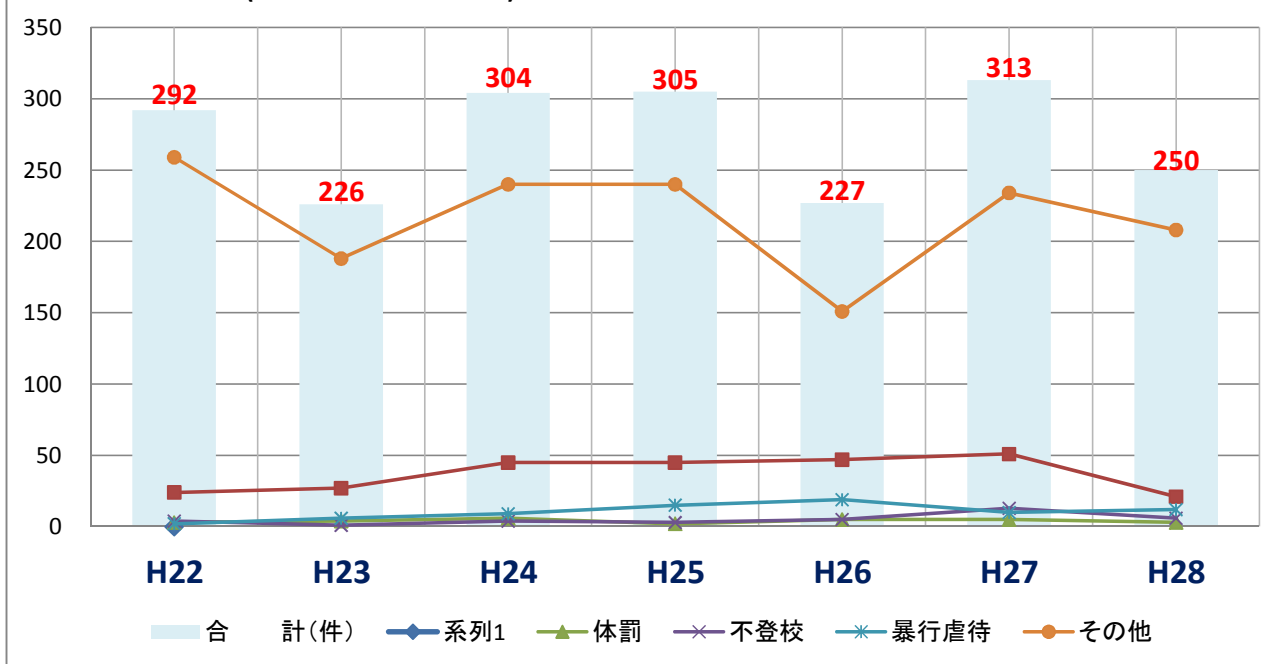
## ○ 月別利用件数・主な相談内訳

平成28年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
いじめ	4	2	1		2	2	3	2	1		2	2	21
体罰									1	1	1		3
不登校	1	2					1	1			1		6
暴行虐待	3	1	1	1	3				1		1	1	12
その他	23	11	6	15	20	20	23	43	5	21	7	14	208
合計(件)	31	16	8	16	25	22	27	46	8	22	12	17	250

## ○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
いじめ	24	27	45	45	47	51	21
体罰	3	4	6	2	5	5	3
不登校	4	1	4	3	5	13	6
暴行虐待	2	6	9	15	19	10	12
その他	259	188	240	240	151	234	208
合計(件)	292	226	304	305	227	313	250

「子どもの人権110番」相談件数の動向  
(平成22年～平成28年)



## 「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
体罰	1	2	5	0	4
いじめ	209	150	158	138	113
虐待	7	5	5	4	9
その他	298	251	256	227	169
合計	515	408	424	369	295

